

BISによる銀行の自己資本比率 規制の国際的統一化について

今 井 譲

I. はじめに

世界的に金融における規制の緩和・自由化が進められてきた。しかし、自由化の促進は競争を促進して効率を高めることであり、結果として効率の悪い企業は競争から脱落せざるを得ないことを意味する。しかし、決済手段を扱う銀行の場合、そうはいかない。したがって規制を弱めて自由化を進めながら、他方で脱落者が出ないように規制を強めなければならないといった一見矛盾した政策をとらざるを得なくなる。つまり「競争制限」規制の緩和と「健全経営」規制の強化である¹⁾。とくに欧米において、自由化の進行とともに銀行経営のリスクが増大し、大銀行の倒産もみられるようになり、一方の規制の緩和と他方の規制の強化という規制の再編成の必要性が一段と増してきた。難しいことに金融に関しては、世界はすでに一体化している。貨幣は世界中をかけめぐる。

「健全経営」規制を強めようとする米英の措置は、一体化した金融の世界では欧米の銀行の競争力を低下させることになる。自由化を進め、競争を促進しようという思想は、とうぜん競争者間でのイコール・フッティングを前提とする。異った条件のもとでは真の競争とはいえない。まさに今回のBIS（国際決済銀行）による銀行の自己資本比率規制の適用はこの問題に対処しようとするものである。今後も一体化した金融の世界においてイコール・フッティングのために、一段とこの種の世界的な規制が進められるであろう。しかし、銀行の規制はただ銀行の経営行動に影響を与えるにとどまらず、銀行行動の変化は金

1) 堀内〔7〕参照。

融市場、企業行動全体に大きな影響を及ぼす。本稿ではこの銀行の自己資本比率規制の国際的統一化がどのような意味をもつのか考察する。

II. 効率性の追求と信用秩序の維持

世界的に金融の効率化を求めて自由化が進められてきた。金融の自由化は主として金利の自由化、業界の自由化、国際化に要約される。これは金融市場ができるだけ需要を反映するようにし、そのもとで銀行間の競争を進め、しかも、世界的に競争を促進しようとするものである。世界から隔離され、競争制限規制に長い間縛られてきた国にとっては、まさに大変革を意味する。しかし、金融の世界は一方で、決済手段を扱うという意味で、効率性の追求は信用秩序崩壊の危険性をはらむ。したがって効率性の重視とともに信用秩序の維持も重視せざるを得ず、どちらに重点を置くかによって金融制度政策は全く異ってくる。

我が国に関しては、明治34年を頂点に1800を超える多数の銀行が存在した。しかし、多数の銀行の中に存在する弱少銀行の倒産は信用秩序の安定を乱すので、昭和初期の金融恐慌をきっかけに信用秩序を維持するために制定されたのが昭和2年の銀行法である。したがってこの法の精神は信用秩序の維持に重点がおかれており、具体的にはいわゆる「護送船団方式」にみられ、銀行経営の目標が利潤追求というより横並び意識であるといわれるような点にみられる。そのような状況の前提となるのは「競争制限」規制の存在であり、金利、垣根等が固定され、競争よりも銀行経営の安全性に重点が置かれたのである。

それに対し、最近の自由化の法的裏付けは、昭和57年の銀行法改正であり、そこでは競争原理が導入される。また欧米からの自由化圧力も加わり、順次「競争制限」規制が緩和され、競争が一段と促進されつつある。しかし競争の促進はあくまでも効率性の追求であり、効率の悪い銀行の脱落を意味する。それはまた預金者のリスク負担、信用秩序の崩壊の危険性を伴い、したがって預金者保護、「健全経営」規制の強化すなわち規制の再編成が必要となる。その結果が、預金者保険制度の充実であり、監督・検査の強化などであり、また銀行

の自己資本比率の引上げでもある。とくに銀行制度上の理由から多数の弱少銀行が存在する米国、ユーロ・ダラーの不安定な国際金融市場の危険を受易い英國にとってなおさらのことである。しかしこの規制の再編成は、イコール・フッティングの観点から、英米だけにとどまらず国際的統一化を必要とする。

我が国にとってのこの「健全経営」規制強化の影響は、ミクロ面つまり個々の銀行がどう対処しどう経営を変更していくかという問題と、マクロ面つまり金融市場、経済全体にどういう影響を与えるかという問題を投げかける。とくにマクロ的にみると、長い間「競争制限」のもとに固有の金融市場を有してきた我が国にとって、大変革をひきおこすのは必至である。

III. 自己資本比率規制の国際的統一化の経緯

銀行の自己資本比率の規制について、米英における動向からみてみよう。まず米国では、1980年「競争制限」規制である預金利規制の段階的撤廃方針がとられてすぐ、1981年には通貨監督官（OCC）と連邦準備理事会（FRB）から自己資本比率の統一ガイドラインが示され、連邦預金保険公社（FDIC）からも独自のガイドラインが示されている。1985年にはこのばらばらの扱いもほぼ統一され、翌年1986年には資産リスクを考慮に入れた危険資産比率規制を発表している。英國においても1971年に預金利の自由化完了後、1975年に銀行の資本充実に関するガイドラインが示され、1980年にはこれが改正され、さらにオフバランスの規制が順次表明されている。

このような英米の動向にもとづいて、1987年に米英の銀行監督当局の共同提案が行われた。また国際決済銀行（BIS）でも、すでに銀行規制監督委員会（クック委員会）が設置され、1987年12月10日「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化への提言」と題する文書が公表された。この後6ヶ月間各国で討議され、1988年7月11日BISは「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」と題する自己資本比率規制の適用を正式に決定した。これによって新たな規制の再編成の国際的協調をめざす第一歩が始まったことになる。

我が国に関しては、昭和29年に広義自己資本を10%（預金に対して）以上に

するようにという指導が行われたが、年々増加する預金に追いつかず低下する一方であった。近年の上記にみられる世界的な動きのなかで、1986年通達改正が行われ、およびながらも欧米なみにしようという姿勢を示したが²⁾、上記のBISの規制の適用により、我が国の銀行にとって一層厳しいものとなった。

この規制の内容は³⁾、国際業務を営む銀行を対象に自己資本を2種に分類し、「基礎となる自己資本」(株式資本、公表準備金)をリスク・ウェイトに応じた総資産の4%、「その他の自己資本」(引当金、有価証券含み益等)を計8%とし、経過期間を1987年度末から1992年度までの5年としている。

これに対処するためには、分子となる自己資本を増大させながら、分母となる資産を縮少していかざるをえないわけで、銀行行動、金融市場への影響、しきては日本経済全体への影響ははかりしれないものがある。

IV. 各国における最適自己資本比率

各国における銀行の最適自己資本比率を考えるさい、株主にとっての最適比率⁴⁾、預金者にとっての最適比率、金融当局にとっての最適比率と各々立場が異なることによって、その最適比率も異なるであろう。

まず経済全体にとって、銀行の自己資本比率の規制がどういう影響を及ぼすのか検討してみよう⁵⁾。単純化して、経済全体が産業部門(銀行を除く)、銀行部門、中央銀行部門のみから構成されるとする。さらに資産は現金M、預金D、貸付金L、銀行資本金(株式)C、実物資本Vのみが存在すると仮定すると、全体として(4-1)表のように表わすことができる。たては各経済部門のバランスシートを表しており、民間部門はL_Pの債務に対しM_P以下の資産を有し、実質富としてW_P=V_P+Mを有する。銀行部門はD_BとC_Bにもとづいて、M_BとL_Bの資産を有する。さらに中央銀行はMの発行のみを行うとする。

2) 淹野〔5〕参照。

3) BIS〔8〕〔11〕参照。

4) 例えば〔1〕参照。

5) 以後の分析に関しては、Santomero, Watson〔2〕を参照。

表4-1

	民間	銀行	中央銀行	純資産
現金	M_P	M_B	$-M$	0
預金	D_P	$-D_B$		0
貸付金	$-L_P$	L_B		0
銀行資本金	C_P	$-C_B$		0
実物資本	V_P			V_P
		$W_P (= V_P + M)$	$-M$	

記号 M :貨幣、 D :預金、 L :貸付金、 C :銀行資本金、 V :実物資本、
 W :富

添字は P :民間部門、 B :銀行部門を表す。

さらに、表を横に読むと各資産市場の均衡式が次のように示される。なお、各変数の上の符号は偏微分のそれを示す。

$$\bar{M}_P(\bar{r}_C, \bar{r}_L, \bar{r}_K, \bar{W}) + \bar{M}_B(\bar{r}_C, \bar{r}_L, \bar{r}_D) - \bar{M} = 0 \quad (4-1)$$

$$\bar{L}_B(\bar{r}_C, \bar{r}_L, \bar{r}_D) - \bar{L}_P(\bar{r}_C, \bar{r}_L, \bar{r}_D, \bar{W}) = 0 \quad (4-2)$$

$$\bar{C}_P(\bar{r}_C, \bar{r}_L, \bar{r}_D, \bar{W}) - \bar{C}_B(\bar{r}_C, \bar{r}_L, \bar{r}_D) = 0 \quad (4-3)$$

$$W = qK + M \quad (4-4)$$

$$\frac{RK}{r_L} = qK \quad (4-5)$$

(4-1)式は現金市場、(4-2)式は貸付市場、(4-3)式は銀行の資本金(株式)市場を表し、預金市場はワルラス法則により除かれている。(4-4)式は富の定義式であり、(4-5)式では K は実物資本量、 R は実物資本単位当たりの収益額を示し、所与であるとされる。資本の現在の評価額 qK はその期の収益額 RK を貸付金利 r_L で割引くことによって得られることが示される。つまり(4-5)式において、 r_L が低下すると q が上昇し、投資は促進される。 r_L が上昇すると q が低下し、投資は抑制されることが示される。さらにこのモデルでは、種々の資産、負債の需要額は民間富保有額(W_P)に関して一次同次であること、利子率の変化に対しては個々の資産は粗代替であるということが前提とされている。

また、民間部門及び銀行部門のバランスシートは次のように示される。

$$M_P + D_P + C_P + V_P = L_P + W_P \quad (4-6)$$

$$M_B + L_B = D_B + C_B \quad (4-7)$$

ここで銀行の自己資本比率規制により資産の C% を保有することを要求されるとすると、銀行の持つべき資本は、

$$C_B = C(M_B + L_B) \quad (4-8)$$

となる。したがって、(4-3)式は次のように書き直される。

$$C_P(r_C, r_L, r_K, W) - C[M_B(r_C, r_L, r_D) + L_B(r_C, r_L, r_D)] = 0 \quad (4-3)'$$

以上、(4-1)、(4-2)、(4-3)' を C で偏微分してまとめると以下に示される。

$$\left[\begin{array}{l} \frac{2M_P}{2r_C} + \frac{2M_B}{2r_C}, \quad \frac{2M_P}{2r_L} + \frac{2M_B}{2r_L} - \frac{2M_P}{2W} \frac{RK}{r_L^2}, \quad \frac{2M_P}{2r_D} + \frac{2M_B}{2r_D} \\ \frac{2L_B}{2r_C} - \frac{2L_P}{2r_C}, \quad \frac{2L_B}{2r_L} - \frac{2L_P}{2r_L} + \frac{2L_P}{2W} \frac{RK}{r_L^2}, \quad \frac{2L_B}{2r_D} - \frac{2L_P}{2r_D} \\ \frac{2C_P}{2r_C} - C \frac{2M_B}{2r_C} - C \frac{2L_B}{2r_C}, \quad \frac{2C_P}{2r_L} - C \frac{2M_B}{2r_L} - C \frac{2L_B}{2r_L} - \frac{2C_P}{2W} \frac{RK}{r_L^2}, \quad \frac{2C_P}{2r_D} - C \frac{2M_B}{2r_D} - C \frac{2L_B}{2r_D} \end{array} \right]$$

$$\times \begin{bmatrix} \frac{2r_C}{2C} \\ \frac{2r_C}{2C} \\ \frac{2r_D}{2C} \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \\ M_B(r_C, r_L, r_D) + L_B(r_C, r_L, r_D) \end{bmatrix} \quad (4-9)$$

このヤコビアンの符号は決まらないが、自己資本比率の引上げは株式利回りを上げるのは明らかである。 $\frac{2r_C}{2C}$ の分子の符号は正となるので、ヤコビアンの符号もうぜん正と考えられる。 $\frac{2r_C}{2C}$ が正となるためには、

$$\left(\frac{2L_B}{2r_C} - \frac{2L_P}{2r_C} \right) \left(\frac{2M_P}{2r_D} + \frac{2M_B}{2r_D} \right) > \left(\frac{2M_P}{2r_C} + \frac{2M_B}{2r_C} \right) \left(\frac{2L_B}{2r_D} - \frac{2L_P}{2r_D} \right) \quad (4-10)$$

でなければならない。これは次のように書き直すことができる。

$$\frac{\frac{2L_B}{2r_C} - \frac{2L_P}{2r_C}}{\frac{2M_P}{2r_C} + \frac{2M_B}{2r_C}} > \frac{\frac{2L_B}{2r_D} - \frac{2L_P}{2r_D}}{\frac{2M_P}{2r_D} + \frac{2M_B}{2r_D}} \quad (4-11)$$

分母に関して、貨幣と預金の方が貨幣と株式より代替性が大きいので、貨幣需要の預金利子彈力性の方が株式利回り弾力性より大きいと考えられる。さらに分子に関しては、同様に貸付の超過需要の株式利回り弾力性の方が預金利子弾力性より大きいと考えられ、明らかにこの条件は満たされるであろう。したがって、

$$\frac{2r_L}{2C} > 0 \quad (4-12)$$

となり、銀行の自己資本比率規制が強められると、貸付利子率は上昇し、 q が低下して、投資は減少することを意味⁶⁾する。

銀行の自己資本比率を高めると、マクロ経済的には上記の如く投資が抑制され、社会的費用は増加するが、一方で銀行の倒産は減少し、それに伴う社会的費用は減少するという関係があり、これらの社会的総費用が最小のところが最適の状態であるということになる。まず倒産に伴う費用を P とすると、 P は倒産件数下の関数となり、次のように示される。

$$P = P(F) \quad (4-13)$$

この費用は、社会全体にとってすなわち預金者にとっても、銀行自身にとっても、また金融当局、預金保険機構にとっても同じで、 F が増えるにつれ、 P が増え、その増え方は大きくなる。したがって自己資本比率 C と P の関係は次のように示される。

$$P = P(F(C)) \quad P'_c < 0, \quad P''_c > 0 \quad (4-14)$$

6) 川口〔9〕13頁参照。「BIS 規制の本来の目的は、資産形成、とくに貸出投資の規制にあり、このための手段として自己資本が援用されているというのが、事態を理解するのに妥当な解釈である」と一致する。

他方、自己資本比率の引上げはすでに見たようにマクロ的に投資を減少させるという費用をもたらす。これを Q で表わすと次のように示すことができる。

$$Q = Q(C) \quad Q'_C > 0 \quad Q''_C > 0 \quad (4-15)$$

つまり、自己資本比率の引上げは投資を抑制する費用を伴い、その費用の増え方は限界生産力及び限界効用遞減の法則により増加する。

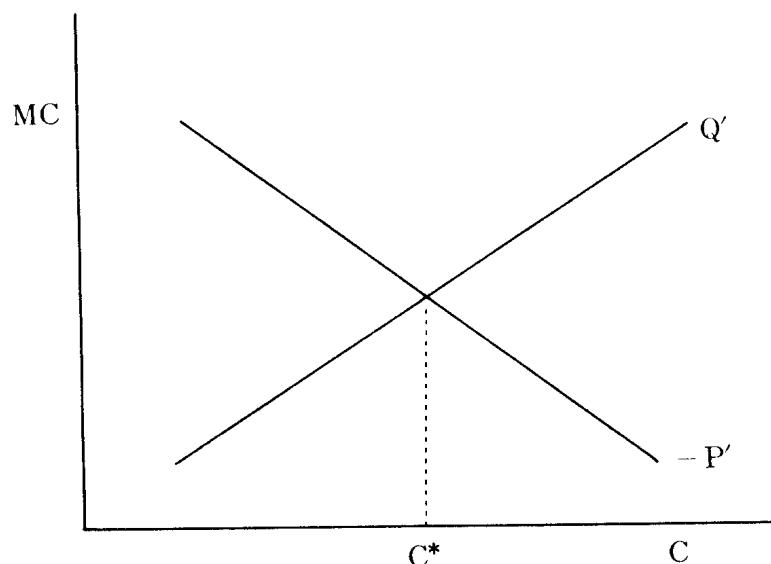
以上より、自己資本比率引上げの総費用 K は、

$$K = P(C) + Q(C) \quad (4-16)$$

と示される。この費用が最小になるのは次のときである。

$$K' = P' + Q'^{\eta} = 0 \quad (4-17)$$

したがって、 $-P' = Q'$ のとき銀行の自己資本比率の社会的総費用は最小になる。つまり、(4-1) 図によって銀行の自己資本比率が C^k のとき、最適であることが示される。



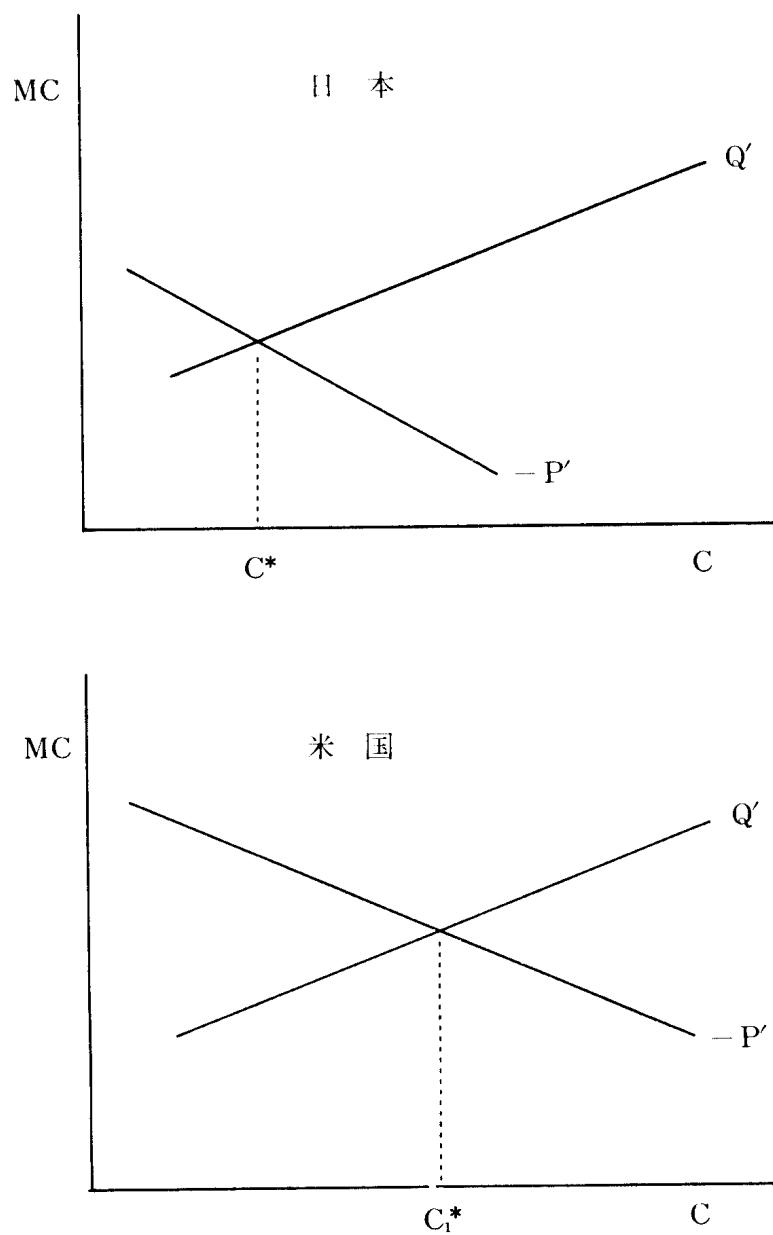
(4-1) 図

7) $K'' = P'' + Q'' > 0$ で 2 階条件は満たされる。

V. おわりに

金融の国際化は著しいものがある。しかし他方金融は産業の基盤であり、その国固有の制度を持っている。中央銀行制度にしても、銀行の支店・単一制度にしても、短期・長期金融市场のあり方にしても、その国固有のものがある。このような個々の国に特有な市場を有しながら、一方で国際化、世界の一体化が急速に進んでいるのである。

そのような状況では、規制も国際化せざるを得ない。今回の BIS による銀行の自己資本比率規制の国際的統一化は、まさにその始まりである。この規制は我が国の金融市场にどういう意味をもつのであろうか。たとえば米国の銀行と日本の銀行を比較した場合、米国の銀行は14,000以上の商業銀行が存在するので、とうぜん多数の弱少銀行が存在し、次々と倒産している。他方、日本の銀行は少数の銀行のみが存在し、倒産は全くといってよい程なく、それらの金融市场の安定性は全く異なる。その状況の相違はとうぜん前述の銀行の最適自己資本比率にも相違をもたらす。すなわち、我が国の場合銀行の倒産の危険性は極めて低く、また自己資本比率の引上げは急激に銀行の倒産の危険性を減少させ、したがって前述の(4-1)図において $-P'$ の位置が、米国に比較して低いであろうし、その勾配もずっと険しいと想定することができる。つまり(5-1)図にみられるように、その交点が我が国の方が低く、米国の方が右よりになるであろう。いいかえれば、我が国は米国程高い自己資本比率規制を必要としないということを意味する。国によって金融市场の状況が異なるため、最適点も異なるのは当然である。これを国際的に統一しようとするることは、一番右よりの規制率の高い国に合わせざるを得ないであろう。もしその国より低い率を決めれば、その国が国際的に影響力が強い国であれば、その国の銀行の倒産が国際金融市场を不安定にし、他国にまで波及する可能性があるためである。したがって日本にとって、その比率が本来 C^* でよいところを C_1 の規制を強いられ、余分のコストを伴うことになる。



(5-1) 図

この規制の国際的統一化による比率の引上げは、銀行の資産の圧縮か、資本金の増大によって行われることになろうが、資本金の増大のみに頼ることは不可能であるので、資産の圧縮がとうぜん必要となろう。これは我が国の銀行経営に大変革を与えるのは当然であるが、我が国特有の金融市场にも大きな変革を与えるであろう。つまり、我が国の特色である両建預金による資産の拡大を解消せざるを得なくなるであろう。これはとうぜん市場の名目金利を高め

ることにもなろう。また証券化も促進せざるを得なくなるであろう。これらも限られた経過期間のうちに急激になさざるを得ない。我が国にとって苦しいことであるが、世界的に自由化・競争原理を導入して金融効率を高めようとしている今日、一方で倒産を防ぐ「健全経営」規制が必要であろうし、それが国によってまちまちで競争条件の相違となり、国際間の不公平をひきおこすなら、我が国にとって余分のコストを払っても是正せざるをえないであろう。イコール・フッティングのもとでこそ真の競争といえる。これだけ日本の金融力が強くなればなおさらのことであろう。この問題は当然また国内の金融市場の公平性の問題をもひきおこし、日本の金融市場全体に影響を及ぼしていくことになる。このように今後世界的に規制の再編成の統一化が進められていくであろうが、これらが我が国の金融市場に大きな変革を迫ってくるであろうことは明白である。しかし、競争原理の導入、効率性の追及をよしとするなら、短期的な苦しみを伴っても長期的にはとうぜん必要な変革であろう。

しかし、この規制の再編成の流れの中で注意すべきことがある。それは「健全経営」規制といえども、規制は規制を呼ぶ可能性がある。銀行の自己資本比率規制にしても、規制の方法がギアリング・レイシオからリスク・アセット・レイシオに移行したが、この規制の強化がローン・コミットメントやスタンダードバイ・レター・クレジットなどオフバランス取引を急増させたためであり、また、これがハイリスク、ハイリターンさらに流動性の低下などの銀行経営の変化を生みだしている。本来健全経営をもたらそうとする規制がかえって銀行経営の危険性を増す結果となり、そのためその規制を一層強化せざるを得なくなっているであろう。「健全経営」規制といえども安易に頼るべきでなく、最小限にすべきである。とくに今回の自己資本比率規制にしても、本当に銀行経営に安全性をもたらすのかという疑問も残っており、今後の規制はできるだけ慎重に行われるべきである。それに先だち、市場メカニズムにより銀行が健全経営を目指す方向に誘因を与える方法が、できるだけ考えられるべきである。その意味で民間に十分な銀行経営の情報を与え、米国のように格付機関による格付けが権威をもつことは一つの望ましい手段である。そのようなもとでは銀行

にとって、健全経営はより低コストの資金をもたらすことになり、銀行の利潤極大化行動にもとづいて、規制によらなくともハイリスク的経営を避けようとするであろう。できるだけ規制によらず、市場メカニズムを利用するような環境整備をすることが望ましい。さらに最小限の規制の再編成のもとではとうぜんイコール・フッティングが必要であろうし、それにもとづいて我が国の金融市場を対応させていくことが急務である。

(筆者は関西学院大学商学部教授)

〈参考文献〉

- [1] Pringle, John J. "The Capital Decision in Commercial Banks" Journal of Finance, June 1974.
- [2] Santomero, Anthony M. and Watson, Ronald D. "Determining an Optimal Capital Standard for the Banking Industry" Journal of Finance, Sept. 1977.
- [3] Koehn, Michael and Santomero, Anthony M. "Regulation of Bank Capital and Portfolio Risk" Journal of Finance, Dec. 1980.
- [4] Talley, Samuel H. "Bank Capital Trends and Financing" 122 Staff Studies, Board of Governors of the Federal Reserve System, Feb. 1983.
- [5] 瀧野鎮治「自己資本の充実、配当規制の弾力性、流動性の確保、大口信用供与規制充実を図る」金融財政事情、1987.6.
- [6] 福沢俊彦「銀行に対する自己資本比率指導について」第一勧銀調査季報、1987.11.
- [7] 堀内昭義「金融の自由化とシステムの安定性」金融ジャーナル、1987.12.
- [8] BIS 銀行規制監督委員会「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化への提言」1988.1.
- [9] Bear, Herbert L. and Pavel, Christine A. "Does regulation drive innovation?" Economic Perspectives, March/April, 1988.
- [10] 川口慎二「自己資本比率規制の意味するもの」金融ジャーナル、1988.8.
- [11] BIS 銀行規制監督委員会「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」1988.7.